

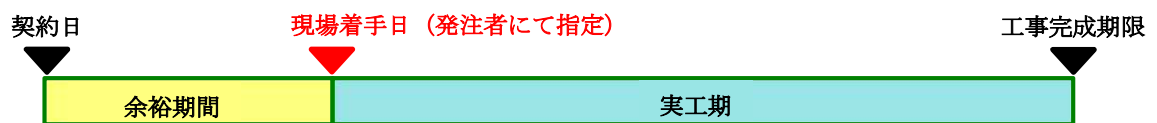
余裕期間制度について（概要）

川崎市では、受注者が建設資材、建設労働者等の準備を行うための期間として「余裕期間制度」を設定しております。円滑な工事施工体制を確保することで、柔軟な工期の設定による施工時期の平準化を推進させます。

【余裕期間とは】

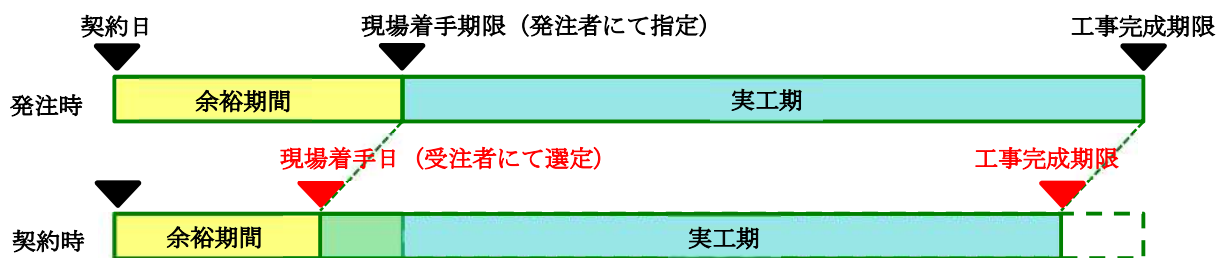
現場における着手日（以下、「現場着手日」という。）をあらかじめ決定することにより、現場着手日の前日までを余裕期間として、その期間中に建設材料、労務者の確保等準備を行うことができることから、円滑な工事施工体制の確保を図るものです。

① 発注者指定方式：余裕期間内で現場着手日を発注者があらかじめ指定する方式



※ 契約工期 = 余裕期間 + 実工期

② 任意着手方式：受注者が現場着手日を余裕期間内で選択できる方式



※ 契約工期 = 余裕期間 + 実工期

【目的】

円滑な工事施工体制の確保を図ることにより、柔軟な工期の設定等を通じて、施工時期の平準化を推進させることを目的としています。

【技術者等の配置】

入札時点で主任・監理技術者または現場代理人を配置できない場合でも実工事期間中に配置が可能な場合は工事の入札ができる制度を設けることにより、人手不足や入札不調の解消に寄与します。

・技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は必要ありません。

（現場着手日以降は建設業法に基づき配置が必要となります。）

・現場代理人の常駐について

余裕期間内は、現場代理人の設置は必要ありません。

（現場着手日以降は工事請負契約約款に基づき常駐が義務となります。）

☞ 参考資料「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000002611.html>

【対象工事】

発注者指定方式：入札公告時「余裕期間 契約日～○年□月△日（発注者指定方式）」と表記

任意着手方式：入札公告時「余裕期間 契約日～受注者にて選定した日付

※現場着手期限：●年■月▲日（任意着手方式）」と表記